

令和7年度 水道水質検査計画

(今治市関前簡易水道事業)



(今治市関前大下浄水場逆浸透モジュール)

今治市上下水道部

は　じ　め　に

需要者の皆様に安全な水道水を安心してご使用していただけるように、水道水が備えなければならない要件として水質基準が定められています。

今治市上下水道部関前事業所では、給水栓において基準に適合していることを確認するため、定期に行う水質についての検査を実施しています。

また、水質検査の適正化を図るとともにその透明性を確保するため、毎年度「水道水質検査計画」を策定のうえ公表し、この計画にしたがって水質検査を実施し、その結果を公表しております。また、これを次年度の水質検査計画に反映しています。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
 - (1)給水状況
 - (2)浄水方法の概要と水質管理上の留意点
- 3 水質検査
 - (1)定期検査
 - ア. 検査地点
 - イ. 水質検査項目及び検査回数
 - ウ. 水質検査方法
 - (2)臨時の水質検査
- 4 水質検査の精度と信頼性保証
- 5 関係者との連携
- 6 水質検査計画及び検査結果の公表

1. 基本方針

(1) 検査地点

水質検査は、浄水場系統を代表する給水栓(蛇口)で行います。

(2) 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目及び水質管理上、必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

検査頻度は、水源の状況、検査項目の検出状況などを考慮して決め、毎年見直します。
(今治市関前簡易水道事業)

2. 水道事業の概要

今治市関前水道事業

(1) 給水状況

令和5年度

項 目	内 容
給 水 人 口	302 人
普 及 率	97.1 %
給 水 戸 数	293 戸
一日最大配水量	164 m ³
一日平均配水量	98 m ³

(2) 浄水方法の概要と水質管理上の留意点

岡村島、小大下島では広島県からの受水を需要者の皆様へ供給しています。

大下浄水場では下表の浄水処理方法のとおり処理を行った後、需要者の皆様へ給水しています。

水質管理上、逆浸透処理をしている大下浄水場では、浸透膜劣化による塩化物イオンとホウ素の濃度上昇について、日頃から留意しています。

浄 水 施 設 概 要

浄水場名	大下浄水場
所在地	今治市関前大下
原水の種類	海水+淡水(浅井戸)
施設能力(m ³ /日)	26.5
浄水処理方法	RO(逆浸透)膜 後塩素処理
クリプト対策	○
水質管理上の留意点	塩化物イオン、ホウ素 残留塩素濃度

*クリプト対応:クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物の除去または不活化設備を有する施設。

3. 水質検査

(1) 定期検査

ア 検査地点(別紙1「検査地点概要図」)

定期検査は、浄水場や配水系統を考慮して、3地点の給水栓(蛇口)で行います。また、水源の状況を把握するため、浄水場の処理前の水(原水)についても定期検査を行います。

さらに、1日1回行う色・濁り及び残留塩素検査(毎日検査)については4地点の給水栓で行います。

イ 水質検査項目及び検査回数

過去の水質検査結果(別紙 2-1～3)や水源の状況を基礎資料とし、これに国が定めた水質基準項目の検査頻度の考え方を基に検査回数を決定します。(別紙 3)

検査の回数は、各項目によって、㊤毎月1回以上または㊤毎年4回以上に区分されていますが、一部の項目については、一定の条件を満たしていれば検査回数を緩和できることになっています。

その他の検査として、原水的全項目検査を各浄水施設の原水につき年1回実施するほか、クリプトスポリジウム等による原水の汚染レベルを考慮し、施設に合わせて原虫検査を別紙4の頻度で実施します。また、水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目については別紙 5の内容の検査を行います。

ウ 水質検査方法

水質検査は、水質基準項目(51項目)のすべてを今治市水道水質検査センターで行います。水質検査方法は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に従って行います。またクリプトスポリジウム等(ジアルジア含む)検査は外部委託にて検査します。

(2) 臨時の水質検査

臨時の水質検査が必要と考えられる場合には、必要な検査項目を検討し、水源、浄水場または給水栓などから採水して、検査を実施します。

4. 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は微生物から化学物質まで多種多様で、極微量なレベルまで検査しなければなりません。今治市水道水質検査センターでは、水質検査結果の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査を行えるよう努めています。

(1) 水質検査の精度

原則として、基準値の1/10以下の値が求まる方法で検査し、変動係数が無機物では10%以下、有機物では20%以下となるように精度を確保しています。

(2) 信頼性保証

今治市水道水質検査センターでは、国(厚生労働省)主催の外部精度管理による全国統一試料調査及び愛媛県(県立衛生環境研究所)主催の外部精度管理による県内統一試料調査に参加し、信頼性の向上に努めています。

5. 関係者との連携

(1) 水道水源流域で水質汚濁事故が発生した場合

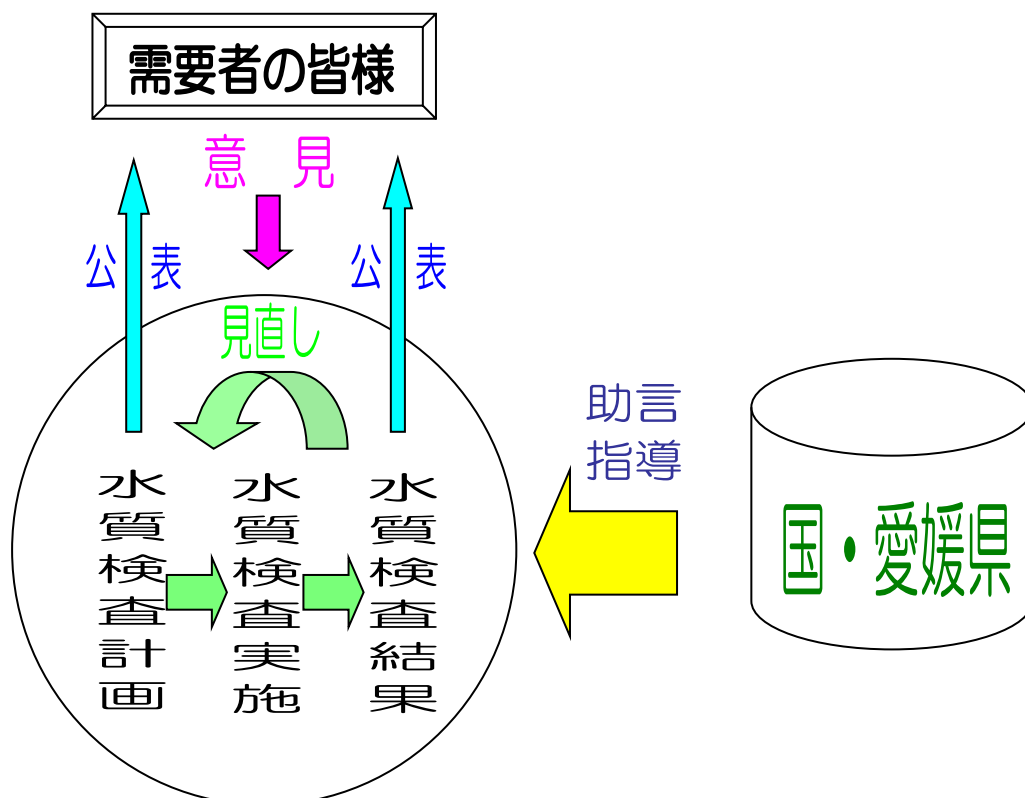
愛媛県及び今治市等の関係機関と連携を図りながら現地調査して適切な浄水処理を行います。

(2) 安定的な水質検査体制の確立

今治市上下水道部は、松山市公営企業局、南予地方水道水質検査協議会、新居浜市水道局及び四国中央市水道局は、震災時等における水質検査機器の相互利用に関し、協定を締結しています。これにより、不測の機器故障への対応、緊急を要する検査等が可能となり、より安定的な水質検査体制を確立し、さらなる安心と安全を確保することができます。

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

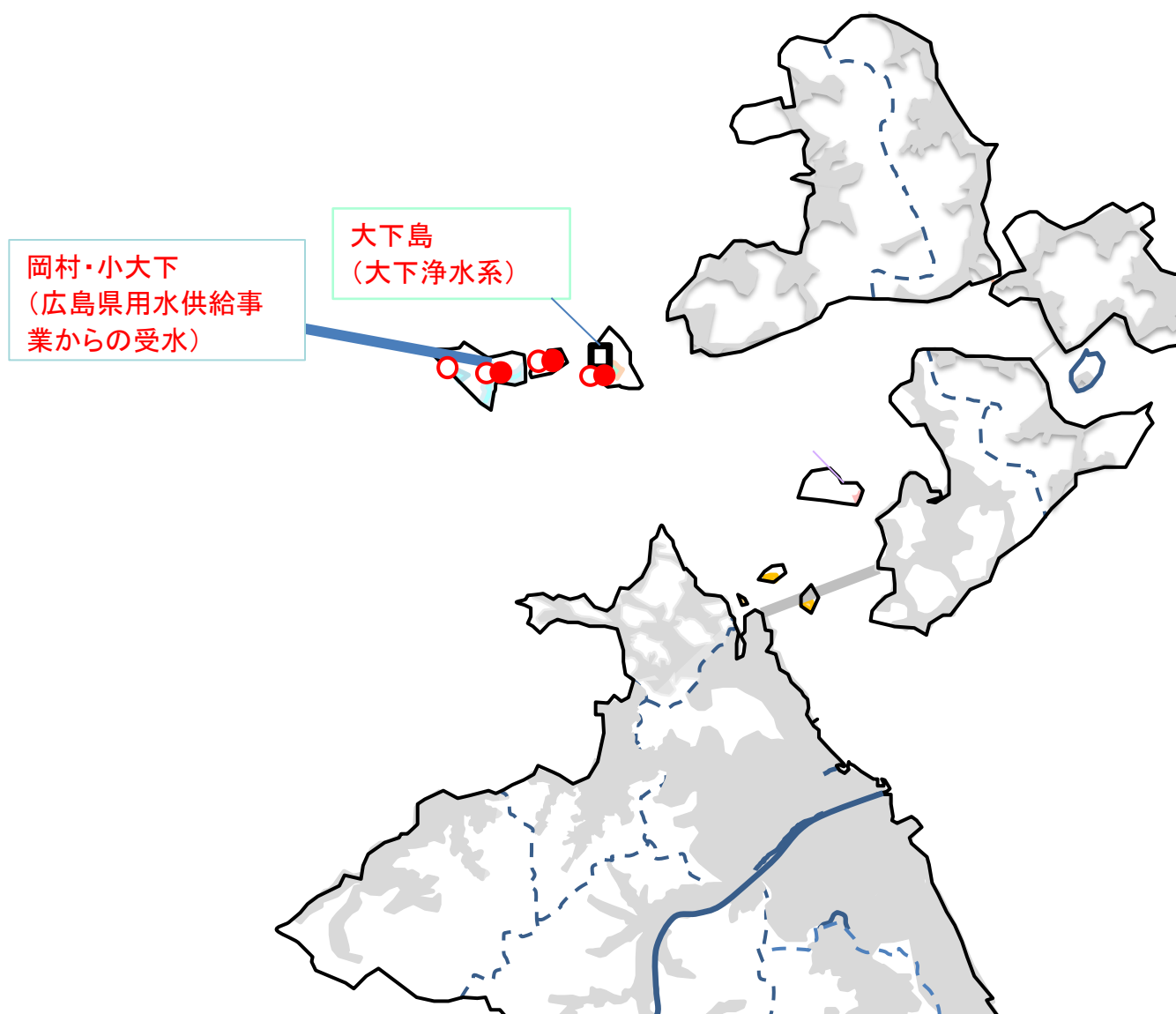
安全でおいしい水を提供するために、水質検査計画を毎年度策定し、上下水道部ホームページで公表します。併せて水質検査結果についても毎月上下水道部ホームページで公表します。



採水地点の概要 (今治市関前簡易水道事業)

別紙 1

凡例	
浄水場	□
毎日検査採水地点	○
定期検査採水地点	●



毎日検査

浄水場	配水系統	数	場 所
広島分水	岡村	2	関前岡村2
	小大下	1	関前小大下
大下	大下	1	関前大下
合計		4	

定期検査 (給水栓水)

浄水場	配水系統	数	場 所
広島分水	岡村	1	関前岡村
	小大下	1	関前小大下
大下	大下	1	関前大下
合計		3	

* 数字は複数箇所

給水栓の水質検査結果

岡村地区給水栓

項目名	単位	基準値	令和3年度 最 大 値	令和4年度 最 大 値	令和5年度 最 大 値	令和6年(4月～12月) 最 大 値	最 大 値	基準値の 1/5超過
一 般 細 菌	個/mL	100以下	0	0	0	0	0	
大 腸 菌		検出されないこと	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	
水 銀 及 び そ の 化 合 物	前簡易	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
六 価 ク ロ ム 化 合 物	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
亜 硝 酸 態 窒 素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	
フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.8以下	0.12	0.12	0.10	0.13	0.13	
ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
四 塩 化 炭 素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	
1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
塩 素 酸	mg/L	0.6以下	0.11	0.11	0.12	0.19	0.19	
ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
ク ロ ロ ホ ル ム	mg/L	0.06以下	0.013	0.019	0.016	0.017	0.019	
ジ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.03以下	0.003	0.003未満	0.003	0.004	0.004	
ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.1以下	0.006	0.003	0.003	0.003	0.006	
臭 素 酸	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
総 ト リ ハ ロ メ タ ン	mg/L	0.1以下	0.027	0.028	0.027	0.028	0.028	
ト リ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.03以下	0.011	0.014	0.012	0.012	0.014	
ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.03以下	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	
ブ ロ モ ホ ル ム	mg/L	0.09以下	0.009	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.009	
ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	mg/L	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	
亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.03	0.03	0.05	0.06	0.06	◎
鉄 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	
銅 及 び そ の 化 合 物	mg/L	1.0以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	9.9	7.4	7.4	8.0	9.9	
マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
塩 化 物 イ オ ン	mg/L	200以下	15	12	11	10	15	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	19	21	20	23	23	
蒸 発 残 留 物	mg/L	500以下	38	47	51	45	51	
陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	
ジ エ オ ス ミ ン	mg/L	0.00001以下	0.000005	0.000005	0.000004	0.000003	0.000005	
2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001	
非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
フ ェ ノ ー ル 類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
有 機 物 (TOC の 量)	mg/L	3以下	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	
p H 値		5.8以上8.6以下	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	
味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
臭	気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
色	度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
濁	度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	0.1	

* 基準値は、令和6年12月現在

◎印は「検査回数を減らせる項目」のうち最大値の1/5を超過している項目

給水栓の水質検査結果

小大下地区給水栓

項目名	単位	基準値	令和3年度 最 大 値	令和4年度 最 大 値	令和5年度 最 大 値	令和6年(4月～12月) 最 大 値	最 大 値	基準値の 1/5超過
一 般 細 菌	個/mL	100以下	0	0	0	0	0	
大 腸 菌		検出されないこと	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	
水 銀 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
六 価 ク ロ ム 化 合 物	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
亜 硝 酸 態 窒 素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	
フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.8以下	0.12	0.12	0.10	0.12	0.12	
ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
四 塩 化 炭 素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	
1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
ペ ン ゼ ン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
塩 素 酸	mg/L	0.6以下	0.12	0.22	0.19	0.21	0.22	
ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
ク ロ ロ ホ ル ム	mg/L	0.06以下	0.017	0.021	0.020	0.020	0.021	
ジ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.03以下	0.004	0.003	0.003未満	0.004	0.004	
ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.1以下	0.005	0.003	0.003	0.004	0.005	
臭 素 酸	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
総 ト リ ハ ロ メ タ ン	mg/L	0.1以下	0.025	0.033	0.030	0.033	0.033	
ト リ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.03以下	0.011	0.015	0.013	0.012	0.015	
ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.03以下	0.006	0.008	0.007	0.009	0.009	
ブ ロ モ ホ ル ム	mg/L	0.09以下	0.007	0.001	0.001未満	0.001未満	0.007	
ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	mg/L	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	
亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/L	1.0以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.02	0.03	0.05	0.06	0.06	◎
鉄 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	
銅 及 び そ の 化 合 物	mg/L	1.0以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	9.0	7.8	7.6	8.0	9.0	
マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
塩 化 物 イ オ ン	mg/L	200以下	14.0	13.0	12.0	10.0	14.0	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	23	22	19	20	23	
蒸 発 残 留 物	mg/L	500以下	48	51	50	50	51	
陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	
ジ エ オ ス ミ ン	mg/L	0.00001以下	0.000003	0.000004	0.000003	0.000003	0.000004	
2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001	0.000001	0.000001未満	0.000001	
非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
フ ェ ノ ー ル 類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
有 機 物 (TOC の 量)	mg/L	3以下	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	
p H 値		5.8以上8.6以下	7.5	7.6	7.5	7.6	7.6	
味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
臭	気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
色	度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
濁	度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	0.1	

*基準値は、令和6年12月現在

◎印は「検査回数を減らせる項目」のうち最大値の1/5を超過している項目

給水栓の水質検査結果

大下地区給水栓

項目名	単位	基準値	令和3年度 最 大 値	令和4年度 最 大 値	令和5年度 最 大 値	令和6年(4月～12月) 最 大 値	最 大 値	基準値の 1/5超過
一 般 細 菌	個/mL	100以下				0	0	
大 腸 菌		検出されないこと				検出されず	検出されず	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下				0.0003未満	0.0003未満	
水 銀 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.0005以下				0.00005未満	0.00005未満	
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01以下				0.001未満	0.001未満	
鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01以下				0.001未満	0.001未満	
ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01以下				0.001未満	0.001未満	
六 価 ク ロ ム 化 合 物	mg/L	0.02以下				0.002未満	0.002未満	
亜 硝 酸 態 窒 素	mg/L	0.04以下				0.004未満	0.004未満	
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下				0.001未満	0.001未満	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下				0.4	0.4	
フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.8以下				0.08未満	0.08未満	
ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	1.0以下				0.2	0.2	
四 塩 化 炭 素	mg/L	0.002以下				0.0002未満	0.0002未満	
1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L	0.05以下				0.005未満	0.005未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下				0.004未満	0.004未満	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.02以下				0.002未満	0.002未満	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下				0.001未満	0.001未満	
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下				0.001未満	0.001未満	
ペ ン ゼ ン	mg/L	0.01以下				0.001未満	0.001未満	
塩 素 酸	mg/L	0.6以下				0.06未満	0.06未満	
ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.02以下				0.002未満	0.002未満	
ク ロ ロ ホ ル ム	mg/L	0.06以下				0.007	0.007	
ジ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.03以下				0.003未満	0.003未満	
ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.1以下				0.003	0.003	
臭 素 酸	mg/L	0.01以下				0.001未満	0.001未満	
総 ト リ ハ ロ メ タ ン	mg/L	0.1以下				0.015	0.015	
ト リ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.03以下				0.003未満	0.003未満	
ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.03以下				0.005	0.005	
ブ ロ モ ホ ル ム	mg/L	0.09以下				0.001	0.001	
ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	mg/L	0.08以下				0.008未満	0.008未満	
亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下				0.05未満	0.05未満	
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下				0.02未満	0.02未満	
鉄 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.3以下				0.03	0.03	
銅 及 び そ の 化 合 物	mg/L	1.0以下				0.05未満	0.05未満	
ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下				7.0	7.0	
マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下				0.005未満	0.005未満	
塩 化 物 イ オ ン	mg/L	200以下				18.0	18.0	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下				20	20	
蒸 発 残 留 物	mg/L	500以下				55	55	
陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.2以下				0.02未満	0.02未満	
ジ エ オ ス ミ ン	mg/L	0.00001以下				0.000001未満	0.000001未満	
2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下				0.000001未満	0.000001未満	
非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.02以下				0.005未満	0.005未満	
フ ェ ノ ー ル 類	mg/L	0.005以下				0.0005未満	0.0005未満	
有 機 物 (TOC の 量)	mg/L	3以下				0.5	0.5	
p H 値		5.8以上8.6以下				7.5	7.5	
味		異常でないこと				異常なし	異常なし	
臭	気	異常でないこと				異常なし	異常なし	
色	度	5度以下				1未満	1未満	
濁	度	2度以下				0.1	0.1	

*基準値は、令和6年12月現在

◎印は「検査回数を減らせる項目」のうち最大値の1/5を超過している項目

今治市関前地区簡易水道事業

(別紙 3)

検査項目及び検査回数(水質基準項目)

(検査回数/年度)

番号	項 目 名	岡 村 地 区 給 水 栓	小 大 下 地 区 給 水 栓	大 下 浄 水 場 給 水 栓		給 水 栓 での 検 査 回 数 決 定 理 由
1	一 般 細 菌	12	12	12		毎月検査項目
2	大 腸 菌	12	12	12		
3	(今治市関前簡易水道事業)	4	4	4		
4	水 銀 及 び そ の 化 合 物	1	1	4		②
5	セレン及びその化合物	4	4	4		②
6	鉛及びその化合物	4	4	4		
7	ヒ素及びその化合物	4	4	4		
8	六価クロム化合物	4	4	4		
9	亜硝酸態窒素	1	1	4		⑤
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	4	4	4		②
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	4		⑤
12	フッ素及びその化合物	1	1	4		
13	ホウ素及びその化合物	4	4	4		②
14	四 塩 化 炭 素	4	4	4		
15	1,4- ジ オ キ サ ン	4	4	4		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4		
17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	4	4	4		
18	テトラクロロエチレン	4	4	4		
19	トリクロロエチレン	4	4	4		
20	ベンゼン	4	4	4		
21	塩 素 酸	4	4	4		
22	ク ロ ロ 酢 酸	4	4	4		
23	ク ロ ロ ホ ル ム	4	4	4		
24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	4	4	4		
25	ジブromクロロメタン	4	4	4		
26	臭 素 酸	4	4	4		
27	総 ト リ ハ ロ メ タ ン	4	4	4		
28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	4	4	4		
29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	4	4	4		
30	ブ ロ モ ホ ル ム	4	4	4		
31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	4	4	4		
32	亜鉛及びその化合物	4	4	4		
33	アルミニウム及びその化合物	4	4	4		
34	鉄 及 び そ の 化 合 物	4	4	4		
35	銅 及 び そ の 化 合 物	4	4	4		
36	ナトリウム及びその化合物	4	4	4		
37	マンガン及びその化合物	4	4	4		
38	塩 化 物 イ オ ン	12	12	12		毎月検査項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	4		⑤
40	蒸 発 残 留 物	1	1	4		⑤
41	陰イオン界面活性剤	1	1	4		⑤
42	ジ エ オ ス ミ ン	*a	*a	4		①
43	2-メチルイソボルネオール	*a	*a	4		
44	非イオン界面活性剤	4	4	4		③
45	フ ェ ノ ール 類	1	1	4		⑤
46	有 機 物 (TOC の 量)	12	12	12		毎月検査項目
47	p H 値	12	12	12		
48	味	12	12	12		
49	臭 気	12	12	12		
50	色 度	12	12	12		
51	濁 度	12	12	12		

*a 原因となる藻類の発生時期(灌漑期:5～10月)に毎月1回

(給水栓での検査回数決定理由)

法令に定めた「おおむね1ヶ月に一回以上行わなければならない項目(42、43を除く)」については、「毎月検査項目」として月1回の検査を行います。その他の項目については、過去3年間以上(別紙2)の検査結果を参考に、以下の判断基準に基づいて検査回数を決定します。

- ① かび臭物質(42: (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)及び43:1,2,7,7-テトラメチル ビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)については、表流水を処理している浄水場の系統で、原因となる藻類の発生時期(灌漑期:5～10月)に毎月1回以上検査します。地下水を処理している浄水場の系統では年間1回以上検査します。
- ② 水銀を除く金属類、消毒副生成物、揮発性有機物については、3ヵ月に1回以上検査します。
- ③ 「非イオン界面活性剤」については、過去3年間の検査結果が1/5以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヵ月に1回以上検査します。
- ④ 基準値の1/5を超過している項目については、法令に従い、3ヵ月に1回以上検査します。
- ⑤ その他過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過したことがない項目は、年1回以上検査します。

※令和7年度の大下浄水場系統については3ヵ月に1回以上検査します。

原水検査項目及び検査回数

水質基準項目(原水)

(検査回数/年度)

番号	項 目 名	大 下 浄 水 場 原 水				
1	一般細菌	1				
2	大腸菌	1				
3	カドミウム及びその化合物	1				
4	(今治市関前簡易水道事業)	1				
5	セレン及びその化合物	1				
6	鉛及びその化合物	1				
7	ヒ素及びその化合物	1				
8	六価クロム化合物	1				
9	亜硝酸態窒素	1				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1				
12	フッ素及びその化合物	1				
13	ホウ素及びその化合物	1				
14	四塩化炭素	1				
15	1,4-ジオキサン	1				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1				
17	ジクロロメタン	1				
18	テトラクロロエチレン	1				
19	トリクロロエチレン	1				
20	ベンゼン	1				
21	亜鉛及びその化合物	1				
22	アルミニウム及びその化合物	1				
23	鉄及びその化合物	1				
24	銅及びその化合物	1				
25	ナトリウム及びその化合物	1				
26	マンガン及びその化合物	1				
27	塩化物イオン	1				
28	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	1				
29	蒸発残留物	1				
30	陰イオン界面活性剤	1				
31	ジェオスミン	1				
32	2-メチルイソボルネオール	1				
33	非イオン界面活性剤	1				
34	フェノール類	1				
35	有機物(TOCの量)	1				
36	pH値	1				
37	臭気	1				
38	色度	1				
39	濁度	1				

水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

水源と指標菌の検出状況(原水リスクレベル)

レベル	説明	対象施設
4	地表水を原水とし、原水から指標菌が検出されたことがある施設	-
3	地表水以外を原水とし、原水から指標菌が検出されたことがある施設	大下浄水場(対策済)
2	地表水が混入していない被圧地下水以外の水を原水とし、原水から汚染指標菌を検出したことがない施設	-
1	地表水が混入していない被圧地下水のみを水源とし、原水から汚染指標菌を検出したことがない施設	-

原虫試験(原水)

(検査回数/年度)

番号	項 目 名	大 下 浄 水 場 原 水				
1	大 腸 菌	1				
2	嫌 気 性 芽 胞 菌	1				
3	ク リ プ ト ス ポ リ ジ ウ ム	1				
4	ジ ア ル ジ ア	1				

*原水から指標菌が検出されたことがある(レベル3)大下浄水場はクリプトスポリジウム等予防対策済みの施設ですので、上記の頻度で実施します。

水質管理目標設定項目
検査項目及び検査回数

PFAS検査(自己検査)

(検査回数／年度)

		岡村地区	小大下地区	大下浄水場		
		給水栓水	給水栓水	給水栓水		
1	(今治市関前簡易水道事業)	2	2	2		